

(6) 投票所に使用した施設

区分	市区町数	投票所数	左記の内訳				借上料を 要した施設
			市区役所 町役場	学 校	公会堂 公民館 体育館	その他	
市	22(9)	1,347	22	480	151	694	554
町	66	763	25	118	322	298	373
計	88(9)	2,110	47	598	473	992	927

(注) ()は区の数で外書である。

(7) 投票管理者及び投票所事務従事者

区分	投 票 管 理 者				投 票 所 事 務 従 事 者			
	投票管理者	職務代理人	臨時に職務 を管掌した もの	計	市区町の選 挙管理委員 会の書記	市 区 町 の 職 員	その他	計
市	1,347			1,347	22	10,578	3,232	13,832
町	762	1		763	49	3,735	153	3,937
計	2,109	1		2,110	71	14,313	3,385	17,769

(注) 選挙区選挙、比例代表選挙、知事選挙で異なる「投票管理者」を選任した団体はなかった。

(8) 投票立会人

区 分	投 票 立 会 人
市	3,132
町	1,933
計	5,065

(注) 選挙区選挙、比例代表選挙、知事選挙で異なる「投票立会人」を選任した団体はなかった。